

## 徳島県規則第四十一号

徳島県職業能力開発発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県職業能力開発発校管理規則の一部を改正する規則

徳島県職業能力開発発校管理規則（昭和三十三年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第五条の規定は、令和七年四月一日以後に入校する者について適用し、同日前に入校した者については、なお従前の例による。